定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和 8 年 2 月 27 日受付分）

名称

特定非営利活動法人アスロン

縦覧期間

令和 8 年 2 月 27 日（金）から
令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

特定非営利活動法人アスロン定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人アスロンという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市に置く。
また、従たる事務所を兵庫県芦屋市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、“総合型地域スポーツクラブ”を核として地域住民が自主的にスポーツに参画できる機会を提供し、生涯を通じて誰もが身体を動かすことを楽しむことができる為の事業を行い、スポーツ競技や運動を生活の中に取り入れていただくことにより子供から介護が必要な方々またはお年寄りまで、各年代、ライフスタイルに応じた健康づくりや生きがいの創造、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4)　環境の保全を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①総合型地域スポーツクラブに関する育成指導事業
②総合型地域スポーツクラブに関する調査研究事業
③スポーツコーチの派遣事業
④スポーツ、芸能に関する興行の企画実施
⑤保育または学童保育に係る事業
⑥学校施設におけるクラブ活動に係る事業
⑦子どもの居場所づくりに係る事業
⑧児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
⑨障害者の自立支援及び就労機会の提供を目的とした就労継続支援事業
⑩各種イベントの企画、製作、広告、運営、管理
⑪スポーツクラブまたはそれに関連する団体や機関への運営指導業務
⑫公的施設の指定管理者としての業務
⑬前各号に付帯関連する一切の業務

(2)その他の事業

①スポーツ用品及び一般日用雑貨の販売
②介護保険事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下『法』という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した法人の運営に協力し参画する個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
(3)　一般会員　この法人のそれぞれの事業に関して賛同し、活動に参画する個人及び団体
(4)　特別会員　この法人に功労があった者または学識経験者で、理事会において推薦された個人及び団体

（入会）

第７条　正会員、賛助会員または一般会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

２　特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の確認をもって会員となる。

（入会金及び年会費）

第８条　正会員、賛助会員または一般会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　事　　３人以上１５人以内
(2)　監　事　　１人以上２人以内

２　理事のうち、１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び活動決算
(5)　役員の選任又は解任
(6)　入会金及び会費の額
(7)　借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8)　事務局の組織及び運営
(9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 29 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第２項、次条第１項第２号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　事業計画及び活動予算並びにその変更に関する事項
(4)　役員の職務及び報酬に関する事項
(5)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は理事長がこれに当たる。

（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計
（資産の構成）
第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入

（資産の区分）
第40条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種類とする。

（資産の管理）
第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種類とする。
（事業計画及び予算）

第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第４７条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 49 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）
第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、解散を決議した社員総会で定める特定非営利活動法人もしくは、民法３４条の規定により設立された法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 56 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　井原一久
副理事長　渡邊　仁
副理事長　浦上忠文
監事　　北田朝子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１８年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から平成１８年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員　　入会金　２０，０００円　　年会費　３，０００円
(2)　賛助会員　入会金　５０，０００円　　年会費　５，０００円
(3)　一般会員　入会金　　５，０００円　　年会費　３，０００円

令和７年度事業計画書

特定非営利活動法人　アスロン

１．基本方針

アスロンは、スポーツを通して『成功体験』を育てていくことを基本理念としています。
総合型地域スポーツクラブを核として地域住民が自主的にスポーツに参画できる機会を提供し、生涯を通じて誰もが身体を動かすことを楽しむことができるための事業を行い、スポーツ競技や運動を生活の中に取り入れていただくことにより子供から介護が必要な方々またはお年寄りまで、各年代、ライフスタイルに応じた健康づくりや生きがいの創造、青少年の健全育成、障害者のスポーツを通じた社会貢献に寄与することを目的とする。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
（1）総合型地域スポーツクラブに関する育成指導事業	サッカー	随時	芦屋市３カ所 神戸市３カ所 尼崎市１カ所	幼児～中学生 ７４０名	７３４８６
	野球		芦屋市１カ所		
	アスリート（陸上）		芦屋市３カ所 神戸市３カ所 尼崎市１カ所		
（2）総合型スポーツクラブに関する調査研究事業	総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会への参加	10月 ～ ２月	神戸市 芦屋市 明石市	１４名	１００
（3）スポーツコーチの派遣事業	幼児体操講師	随時	芦屋市 西宮市 神戸市	６０名	６２２
（4）スポーツ、芸能に関する興業の企画実施	アスロンジュニアスポーツフェスタ 成果発表会	４月 ～ ３月	尼崎市 芦屋市	２４５名	７２３
（5）保育または学童保育に係る事業。	－	－	－	０名	０
（6）学校施設におけるクラブ活動に係る事業	伊丹市地域クラブ活動中間支援等実証事業	７月 ～ ２月	伊丹市	４５名	６１２４
（7）子供の居場所づくりに係る事業	神戸市こどもの居場所づくり事業	７月 ～ ３月	神戸市	１２名	４００

（８）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	－	－	－	０	０
（９）障害者の自立支援及び就労機会の提供を目的とした就労支援事業	就労継続支援Ｂ型	１月 ～ ３月	芦屋市	４名	1860
（１０）各種イベントの企画、広告、運営、管理	50mダッシュ王選手権 あじさいキャンプ	１０月 ９月	アスロンプレイス 神戸市	１０２名 １３８名	８６０
（１１）スポーツクラブまたはそれに関連する団体や機関への運営指導業務	スポーツクラブ運営相談事業	年間通じ	神戸市	１３名	３１９
（１２）公的施設の指定管理者としての業務				０名	０
（１３）前各号に付帯関連する一切の業務				０名	０

３．その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	収益見込（千円）
（１）スポーツ用品及び一般日用雑貨の販売				０
（２）介護保険事業				０

４．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年１２回

（２）事務局体制

事務局長：佐々木　裕子、　事務局スタッフ：伊地知　悠真

法人名：　　非営利活動法人　アスロン

令和7年度　活動予算書

令和　7　年　4　月　1　日　から　令和　8　年　3　月　31　日まで

（単位：円）

科　　目		金　　額		
Ⅰ　経常収益				
1.　受取会費				
正会員受取会費		30,000		
2.　受取寄付金				
受取寄付金		50,000		
施設等受入評価益		0		
ボランティア受入評価益		0	50,000	
3.　受取助成金等				
受取民間助成金				
―（公財）兵庫県スポーツ協会		30,000		
受取地方公共団体助成金				
―神戸市（子供の居場所づくりの補助金）		400,000		
―芦屋市		30,000	460,000	
4.　事業収益				
総合型地域スポーツクラブに関する育成指導事業		73,486,594		
総合型スポーツクラブに関する調査研究事業		100,000		
スポーツコーチの派遣事業		622,000		
スポーツ、芸能に関する興業の企画実施		723,000		
学校施設におけるクラブ活動に係る事業		6,124,000		
子供の居場所づくりに係る事業		400,000		
障害者の自立支援及び就労機会の提供を目的とした就労支援事業		1,860,000		
各種イベントの企画、広告、運営、管理		860,000		
スポーツクラブまたはそれに関連する団体や機関への運営指導業務		319,000		
			84,494,594	
5.　その他収益				
受取利息配当金		3,380		
雑収益		536,700	540,080	
経常収益計				85,544,674
Ⅱ　経常費用				
1.　事業費				
(1)　人件費				
	給料手当	3,175,473		
	福利厚生費	42,400		
	人件費計	3,217,873		
(2)　その他経費				
	広告宣伝費	567,160		
	旅費交通費	1,082,923		
	通信費	65,479		
	消耗品費	349,535		
	水道光熱費	399,232		
	新聞図書費	2,860		
	諸会費	6,250		
	リース料	1,416,039		
	保険料	868,674		
	賃借料	14,439,160		
	運動用具購入費	40,081		
	印刷製本費	198,310		
	施設利用費	2,757,479		
	雑費	38,696		
	その他経費計	22,231,878		
事業費計			25,449,751	
2.　管理費				
(1)　人件費				
	役員報酬	4,800,000		
	給料手当	21,252,021		
	賞与手当	2,169,400		
	法定福利費	5,292,939		
	福利厚生費	356,102		

	通勤交通費	1,139,289		
	人件費計	35,009,751		
(2) その他経費				
	広告宣伝費	1,677,775		
	交際費	224,205		
	会議費	47,167		
	旅費交通費	1,524,552		
	通信費	1,462,913		
	消耗品費	1,125,436		
	修繕費	367,542		
	水道光熱費	842,611		
	新聞図書費	7,810		
	諸会費	84,685		
	支払手数料	865,742		
	車両費	747,398		
	リース料	1,481,700		
	保険料	1,634,610		
	支払報酬	1,277,232		
	減価償却費	3,957,703		
	賃借料	1,380,000		
	租税公課	2,462,300		
	研修費	235,520		
	諸謝金	187,000		
	印刷製本費	935,088		
	支払利息	1,320,273		
	繰延資産償却	387,420		
	雑費	848,490		
	その他経費計	25,085,172		
管理費計			60,094,923	
経常費用計				85,544,674
当期経常増減額				0
Ⅲ 経常外収益				
1. 過年度損益修正益			0	
経常外収益計				0
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損			0	
経常外費用計				0
税引前当期正味財産増減額				0
法人税、住民税及び事業税				6,536
当期正味財産増減額				△ 6,536
前期繰越正味財産額				△ 52,887,991
次期繰越正味財産額				△ 52,894,527

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人　アスロン

１．基本方針

アスロンは、スポーツを通して『成功体験』を育てていくことを基本理念としています。
総合型地域スポーツクラブを核として地域住民が自主的にスポーツに参画できる機会を提供し、生涯を通じて誰もが身体を動かすことを楽しむことができるための事業を行い、スポーツ競技や運動を生活の中に取り入れていただくことにより子供から介護が必要な方々またはお年寄りまで、各年代、ライフスタイルに応じた健康づくりや生きがいの創造、青少年の健全育成、障害者のスポーツを通じた社会貢献に寄与することを目的とする。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
（1）総合型地域スポーツクラブに関する育成指導事業	サッカー	随時	芦屋市３カ所 神戸市３カ所 尼崎市１カ所	幼児～中学生 ７４０名	７３４８６
	野球		芦屋市１カ所		
	アスリート（陸上）		芦屋市３カ所 神戸市３カ所 尼崎市１カ所		
（2）総合型スポーツクラブに関する調査研究事業	総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会への参加	10月 ～ ２月	神戸市 芦屋市 明石市	１４名	１００
（3）スポーツコーチの派遣事業	幼児体操講師	随時	芦屋市 西宮市 神戸市	６０名	６２２
（4）スポーツ、芸能に関する興業の企画実施	アスロンジュニアスポーツフェスタ 成果発表会	４月 ～ ３月	尼崎市 芦屋市	２４５名	７２３
（5）保育または学童保育に係る事業。	－	－	－	０名	０
（6）学校施設におけるクラブ活動に係る事業	伊丹市地域クラブ活動中間支援等実証事業	７月 ～ ２月	伊丹市	４５名	６１２４
（7）子供の居場所づくりに係る事業	神戸市こどもの居場所づくり事業	７月 ～ ３月	神戸市	１２名	４００

（８）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	－	－	－	０	０
（９）障害者の自立支援及び就労機会の提供を目的とした就労支援事業	就労継続支援Ｂ型	年間通じ	芦屋市	２５名	１８０００
（１０）各種イベントの企画、広告、運営、管理	50mダッシュ王選手権 あじさいキャンプ	１０月 ９月	アスロンプレイス 神戸市	１０２名 １３８名	８６０
（１１）スポーツクラブまたはそれに関連する団体や機関への運営指導業務	スポーツクラブ運営相談事業	年間通じ	神戸市	１３名	３１９
（１２）公的施設の指定管理者としての業務				０名	０
（１３）前各号に付帯関連する一切の業務				０名	０

３．その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	収益見込（千円）
（１）スポーツ用品及び一般日用雑貨の販売				０
（２）介護保険事業				０

４．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　５月

②理事会　年１２回

（２）事務局体制

事務局長：佐々木　裕子、　事務局スタッフ：伊地知　悠真

法人名：　　非営利活動法人　アスロン

令和8年度　活動予算書

令和　8　年　4　月　1　日　から　令和　9　年　3　月　31　日まで

（単位：円）

科　　目		金　　額		
Ⅰ　経常収益				
1.　受取会費				
正会員受取会費		30,000		
2.　受取寄付金				
受取寄付金		50,000		
施設等受入評価益		0		
ボランティア受入評価益		0	50,000	
3.　受取助成金等				
受取民間助成金				
―（公財）兵庫県スポーツ協会		30,000		
受取地方公共団体助成金				
―神戸市（子供の居場所づくりの補助金）		400,000		
―芦屋市		30,000	460,000	
4.　事業収益				
総合型地域スポーツクラブに関する育成指導事業		73,486,594		
総合型スポーツクラブに関する調査研究事業		100,000		
スポーツコーチの派遣事業		622,000		
スポーツ、芸能に関する興業の企画実施		723,000		
学校施設におけるクラブ活動に係る事業		6,124,000		
子供の居場所づくりに係る事業		400,000		
障害者の自立支援及び就労機会の提供を目的とした就労支援事業		18,000,000		
各種イベントの企画、広告、運営、管理		860,000		
スポーツクラブまたはそれに関連する団体や機関への運営指導業務		319,000		
			100,634,594	
5.　その他収益				
受取利息配当金		3,380		
雑収益		536,700	540,080	
経常収益計				101,684,674
Ⅱ　経常費用				
1.　事業費				
(1)　人件費				
	給料手当	3,175,473		
	福利厚生費	42,400		
	人件費計	3,217,873		
(2)　その他経費				
	広告宣伝費	567,160		
	旅費交通費	1,082,923		
	通信費	65,479		
	消耗品費	349,535		
	水道光熱費	399,232		
	新聞図書費	2,860		
	諸会費	6,250		
	リース料	1,416,039		
	保険料	868,674		
	賃借料	14,439,160		
	運動用具購入費	40,081		
	印刷製本費	198,310		
	施設利用費	2,757,479		
	雑費	38,696		
	その他経費計	22,231,878		
事業費計			25,449,751	
2.　管理費				
(1)　人件費				
	役員報酬	4,800,000		
	給料手当	21,252,021		
	賞与手当	2,169,400		
	法定福利費	5,292,939		
	福利厚生費	356,102		

	通勤交通費	1,139,289		
	人件費計	35,009,751		
(2) その他経費				
	広告宣伝費	1,677,775		
	交際費	224,205		
	会議費	47,167		
	旅費交通費	1,524,552		
	通信費	1,462,913		
	消耗品費	1,125,436		
	修繕費	367,542		
	水道光熱費	842,611		
	新聞図書費	7,810		
	諸会費	84,685		
	支払手数料	865,742		
	車両費	747,398		
	リース料	1,481,700		
	保険料	1,634,610		
	支払報酬	1,277,232		
	減価償却費	3,957,703		
	賃借料	1,380,000		
	租税公課	2,462,300		
	研修費	235,520		
	諸謝金	187,000		
	印刷製本費	935,088		
	支払利息	1,320,273		
	繰延資産償却	387,420		
	雑費	848,490		
	その他経費計	25,085,172		
管理費計			60,094,923	
経常費用計				85,544,674
当期経常増減額				16,140,000
Ⅲ 経常外収益				
1. 過年度損益修正益			0	
経常外収益計				0
Ⅳ 経常外費用				
1. 過年度損益修正損			0	
経常外費用計				0
税引前当期正味財産増減額				16,140,000
法人税、住民税及び事業税				6,536
当期正味財産増減額				16,133,464
前期繰越正味財産額				△ 52,894,527
次期繰越正味財産額				△ 36,761,063